



暮らしの案内

ごみの出し方

問 町民課

●ごみの分別収集

町では、皆様のご家庭から出るごみを8分別(「可燃ごみ」「不燃ごみ」「乾電池・ライター」「蛍光灯・電球」「小型家電製品」の『ごみ』と「カン・ビン」「紙・布」「ペットボトル」の『資源ごみ』)にして収集・処理しています。

ごみは収集日の朝8時までに決められた収集場所へ出してください。

・可燃ごみ、不燃ごみは専用の指定袋を使用してください。

1セット10枚入り

小型150円 中型200円 大型350円

・ペットボトルは、収集日に収集場所のネット袋にペットボトルだけを入れてください。

詳細は、ごみカレンダーをご覧ください。

●収集場所に出せないごみ(専用指定ごみ袋に入らないごみ)

施設名	秩父グリーンセンター	秩父環境衛生センター
持ち込めるもの	可燃ごみ	不燃ごみ・資源ごみ
所在地	秩父市栃谷1477番地	秩父市山田1100番地
持込時間	月曜日～金曜日(祝日除く) 第3日曜日 9:00～12:00・13:00～16:00 一般家庭ごみのみ	
問い合わせ	☎24-8050	☎23-8921

詳細は、ごみカレンダーをご覧ください。

犬の登録

問 町民課

●犬の登録と予防注射

生後91日以上飼育する犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。飼い主や飼育主の住所が変わったとき、犬が死亡したときにも届出が必要です。他の市区町村で登録後、長瀬町に転入したときは、交付された鑑札をお持ち

広 告

一般土木工事・解体工事・道路工事

長栄建設株式会社



長瀬町野上下郷1920

TEL0494-66-2750 FAX0494-66-3085

の上、変更手続きをしてください。狂犬病予防注射後は、注射済票の交付申請をしてください。(有料)

下水道・浄化槽

問 皆野・長瀬下水道組合

●下水道の接続と使用

組合では、現在、公共下水道の工事を進めています。

下水道が使える区域では、供用開始日(その区域で下水道が使用できるようになった日)から、くみ取り便所の場合は3年以内、既設浄化槽の場合は遅滞なく排水設備を下水道へ接続しなければなりません。

下水道を使い始めると、流した汚水量に応じて下水道使用料がかかります。この使用料は、長瀬浄化センターで汚水を処理する費用や下水道管の清掃や補修など施設を維持管理する費用にあてられます。

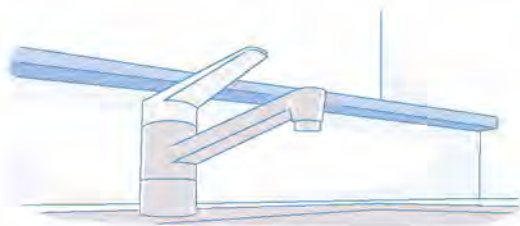
また、汚水量は、基本的に上水道の使用水量を基に算定します。

なお、下水道を使用する場合、各種申請・届出が必要になります。

●下水道使用料(税込み)※2ヶ月につき

種別	基本料金		超過使用料金	
	使用水量	料金	使用水量	料金
一般	20㎡まで	2,200円	20㎡を超え40㎡まで	1㎡につき121円
			40㎡を超え60㎡まで	1㎡につき132円
			60㎡を超え100㎡まで	1㎡につき148.5円
			100㎡を超え200㎡まで	1㎡につき165円
			200㎡を超え400㎡まで	1㎡につき181.5円
			400㎡を超え1000㎡まで	1㎡につき198円
			1000㎡を超える場合	1㎡につき214.5円

※実際に請求する下水道使用料は、基本使用料に20㎡を超えた汚水量に応じた従量使用料を加算した金額となります。



宅内の下水道排水設備工事は、組合の下水道排水設備工事指定店でなければ行うことができません。工事を行う場合は、組合ホームページにある指定工事店にご相談ください。

●公共浄化槽事業(市町村設置型)

主に専用住宅の合併処理浄化槽を組合が設置し、その後の維持管理を行う事業になります。新たに合併処理浄化槽を設置する場合、浄化槽本体と標準的な工事費を組合が負担します。

当該事業にて管理する浄化槽の利用者は、2ヶ月ごと、組合に使用料をお支払いいただき、組合は浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査に係る作業の依頼や業者への費用を支払います。

事業の特徴

①対象区域

浄化槽処理促進区域(下水道全体計画区域を除く町内全域)が対象となります。

②浄化槽設置分担金(浄化槽本体工事費)

設置費の一部を個人負担して頂きます。

人槽	分担金
5人槽	102,000円
7人槽	113,400円
10人槽	138,000円

③浄化槽使用料

使用料には、浄化槽の維持管理(保守点検、清掃及び法定検査)の費用が含まれます。

月額浄化槽使用料【2ヶ月ごと】(税込み)	
人槽	新設・転換
5人槽	一律 4,180円(税込)
7人槽	
10人槽	

新設…新築や合併処理浄化槽の入れ替えにより合併処理浄化槽を設置すること

転換…単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換すること

④汚泥汲み取り料(浄化槽清掃料)

1年に1回程度、浄化槽汚泥の汲み取り料金として納めていただきます。

浄化槽汚泥汲み取り料(年1回程度)		
人槽	汲み取り量	金額(税込み)
5人槽	10ℓにつき	104.5円
7人槽	10ℓにつき	104.5円
10人槽	10ℓにつき	104.5円

⑤補助金制度

既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から当該事業の合併処理浄化槽に転換される方に対して、配管費、処分費等への補助金を交付しています。

区分	補助金額	備考
排水管整備費	上限 20万円	
処分費	上限 10万円	
長距離放流管整備	上限 15万円	補助対象経費の1/2とする
放流ポンプ施設整備費	上限 6万円	補助対象経費の1/2とする
土壌浸透装置整備費	上限 15万円	補助対象経費の1/2とする

困難工事費…事前に工事内容を県に照会し、困難工事費として承認された費用のこと。

申請を行うためには？

当該事業における浄化槽の設置は、組合の浄化槽業務(設置工事業務)指定店でなければ行う事ができません。設置については、組合の指定店にご相談ください。

上水道

問 秩父広域市町村圏組合

水道事業は、秩父広域市町村圏組合水道局で運営しています。

引っ越し等による水道の使用開始・休止、水道料金についてはちちぶ広域水道お客様センター(☎25-5221)へ、町内の水道水の水質や、漏水等については秩父広域市町村圏組合水道局皆野・長瀬事務所(☎62-0554)までお問い合わせください。

相談

問 総務課

※日程は変更になる場合があります。広報ながとろ、町ホームページで確認してください。

	内容	日時	場所
法律相談 (要予約制)	刑事、離婚、遺言、相続、借地、境界、自己破産など	毎月第1月曜日 午後1時～午後4時	長瀬町役場 3階小会議室1
行政相談	国・県・町の仕事に対する要望、苦情、意見など	毎月第2月曜日 午後1時30分～ 午後3時30分	長瀬町役場 3階小会議室1
行政書士 相談	官公庁への申請、届出、暮らしや事業の身近な手続など	毎月第3月曜日 午後1時～午後3時	長瀬町役場 3階小会議室1
登記相談	不動産登記、商業・法人登記、成年後見、多重債務など	隔月の第3金曜日 午後1時～午後3時	長瀬町役場 3階小会議室1
人権相談	相続、借地借家、戸籍等、日常生活で困っていることなど	年5回 午前9時～正午	長瀬町役場 3階小会議室1

広 告

**おまかせ
ください!!**

浄化槽

保守点検・清掃・修繕・工事
(秩父郡市、全域)

- 管工事(衛生設備・設計施工)
- 排水管 清掃 詰まり直し(高圧洗浄)
- 貯水槽等清掃・維持管理
- 解体工事業
- 一般土木工事業
- 側溝及びビッド内清掃
- トイレ・洗面台・お風呂場詰まり直し
- 一般廃棄物(粗大ゴミ、事業系ゴミ)

伊藤商事

秩父郡皆野町大字皆野892-102

TEL 0494-62-4566・62-5778

FAX 0494-62-5852

西武秩父駅前 丸山耳鼻科医院ビル1階

秩父公証役場

公証人 小山 健治

- ▶ 遺言書・尊厳死宣言書
- ▶ 任意後見契約・賃貸借契約・離婚養育費など
各種公正証書の作成
- ▶ 会社定款・各種文書の署名認証確定日付の付与など

秩父市野坂町1-20-31 MTビル1階
(お花畑駅より徒歩5分)
(西武秩父駅より徒歩1分)

TEL 0494(23)3788